

## **5 . 開札**

### **5 - 1 再入札受付期間の設定基準**

再入札書又は見積書の受付時間は当面 30 分間を標準として設定するものとする。

### **5 - 2 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡**

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

### **5 - 3 入札書提出後の辞退**

電子入札システムによる入札書提出後、その開札までの間に入札参加者が入札の辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合には、入札執行官の開札宣言までの間とする。

### **5 - 4 入札書提出後の辞退を認めた場合の取扱い**

入札書提出後に入札の辞退をしようとする入札参加者には、電話及び F A X（押印済の辞退届を F A X）で入札の辞退を申し入れるよう求めるとともに、すみやかに書面にて入札辞退届（様式 3）の提出をするよう求めるものとする。

入札書提出後の辞退を認めた場合は、入札状況登録において、辞退した入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は、開札しないものとする。

### **5 - 5 くじになった場合の取扱い**

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。

また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札業者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

### **5 - 6 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い**

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1 - 2 参照。）

天災

広域・地域的停電

プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

#### **5 - 7 電子入札施設管理センター(e-BISCセンター)又は発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い**

電子入札施設管理センター(e-BISCセンター)又は発注者側の障害が発生した場合は、e-BISCセンターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

#### **5 - 8 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い**

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なすものとする。

#### **5 - 9 落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)についての意思確認連絡方法**

不落随契に移行する場合の取扱いについて入札説明書等への記載によりあらかじめ入札参加者に下記内容を周知するものとし、また、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。